



平成28年5月13日

各 位

上場会社名 株式会社トマト銀行
代表者名 取締役社長 高木 晶悟
(コード番号 8542 東証第1部)
問合せ先 執行役員経営企画部長
谷口 善昭
(TEL 086-800-1830)

単元株式数の変更および株式併合に関するお知らせ

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、平成28年6月28日開催予定の第133期定時株主総会において必要な承認が得られることを条件に、単元株式数の変更および株式併合を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成28年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成28年6月28日開催予定の第133期定時株主総会において、株式併合に関する議案およびそれともなう定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社普通株式の単元株式数を100株に変更するとともに、当社株式の売買単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的に、株式併合(10株を1株に併合)を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合する株式が効力を生じる日(効力発生日)

平成28年10月1日

④ 効力発生日における発行可能株式総数

35,000,000株

⑤ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成28年3月31日現在)	116,790,300株
株式併合により減少する株式数	105,111,270株
株式併合後の発行済株式総数	11,679,030株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、「株式併合前の発行済株式総数」に株式併合の割合を乗じた理論値です。

⑥ 併合による影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当社の株主構成】 (平成28年3月31日現在)

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
全株主	8,680名 (100.0%)	116,790,300株 (100.0%)
10株未満所有株主	415名 (4.8%)	590株 (0.0%)
10株以上所有株主	8,265名 (95.2%)	116,789,710株 (100.0%)

(注)上記の株主構成を前提として、株主併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主415名(所有株式数の合計590株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

平成28年6月28日開催予定の第133期定時株主総会において、株式併合に係る議案およびそれにとまう定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3 単元株式数の変更、株式併合の日程

取締役会決議	平成28年5月13日(金)
定時株主総会決議日	平成28年6月28日(火)(予定)
1,000株単位での売買最終日	平成28年9月27日(火)(予定)
100株単位での売買開始日	平成28年9月28日(水)(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成28年10月1日(土)(予定)
株式併合の効力発生日	平成28年10月1日(土)(予定)

(ご参考) 単元株式数の変更株式併合およびに係る効力発生日は、平成28年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成28年9月28日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

4 その他

本日、別途、「定款の一部変更に関するお知らせ」を公表しております。

以上

添付資料: 「(ご参考)単元株式数変更および株式併合に関するQ&A」

単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

- A. 単元株式数とは、会社法によって定められ、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数です。
現在の当社の単元株式数は 1,000 株ですが、今般、単元株式数を 1,000 株から 100 株とすることを予定しております。

Q 2 株式併合とはどのような意味ですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。
当社においては、10 株を 1 株とする株式併合を行うことを予定しております。

Q 3 単元株式数の変更と株式併合を実施する理由を教えてください。

- A. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の**売買単位（単元株式数）を 100 株に統一**することを推進してきました。この度、売買単位を 100 株単位に移行する期限が平成 30 年 10 月 1 日に決定したことに伴い、当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。
一方で、証券取引所では望ましいとする投資単位の水準を**5 万円以上 50 万円未満**と定めています。当社が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施し、当社株式の投資単位を適正な水準に調整しようとするものです。

Q 4 投資単位はどうなるのですか。

- A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行いますので、10 株を 1 株に併合したうえで、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。したがって、併合実施後の 100 株は併合実施前の 1,000 株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の 10 倍となりますので、**実質的には現在の投資単位に変動が生じないこととなります。**

Q 5 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

- A. 株主様のご所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。
当社では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数変更および株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は下記のとおりとなります。

(例)

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	8,000 株	8 個	800 株	8 個	なし
例 2	3,535 株	3 個	353 株	3 個	0.5 株
例 3	758 株	なし	75 株	なし	0.8 株
例 4	3 株	なし	なし	なし	0.3 株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例2、例3および例4のような場合）、全ての端数株式を当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様（上記の例4のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、例2、例3および例4の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により普通株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、**株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。**なお、端数が生じる場合の処理については上記Q5をご参照ください。

Q7 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。

A. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株当りの配当金を設定させていただく予定ですので、**業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになれる配当金の総額が変動することはありません。**

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましては、Q5に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 8 具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成 28 年 6 月 28 日(火)	定時株主総会決議日
平成 28 年 9 月 27 日(火)	現在の単元株式数 1,000 株単位での売買最終日
平成 28 年 9 月 28 日(水)	売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されます。 株価に株式併合の効果が反映されます。
平成 28 年 10 月 1 日(土)	単元株式数の変更と株式併合との効力が発生します。

Q 9 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A. **特に必要なお手続きはございません。**

なお、上記 Q 5 に記載のとおり、10 株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が 10 株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。

※株式会社トマト銀行 株主名簿管理人（お問い合わせ先）

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168 - 0063 東京都杉並区和泉 2 丁目 8 番 4 号

電話 0 1 2 0 - 7 8 2 - 0 3 1（フリーダイヤル）

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）

以 上